

日光市職員用パソコン広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日光市広告事業実施要綱（平成18年日光市告示第20号。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、日光市が所管する職員用パソコン画面（以下「職員用パソコン」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の方法)

第2条 広告掲載の方法は、次のとおりとする。

(1) 掲載方法

月ごとの掲載で、年末年始を除く平日の、7時30分～、12時00分～、17時15分～のいずれかの時間において、申込者が希望する曜日・日時に広告画像等を掲載する。なお、申込者において掲載を希望する曜日・日時（以下、「日程」という。）がない場合は、空いている日程において市が割り振ることとする。

(2) 募集枠は、毎月12枠とする。

(3) 掲載回数は、1か月につき1枠4回とする。

(掲載基準)

第3条 広告掲載基準は、要綱及び日光市広告事業掲載基準により、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が広告物（リンク先の内容を含む）について責任をもって申し込むこととする。

(掲載広告の規格)

第4条 掲載広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 画像

①大きさ 横 1280ピクセル× 縦 720ピクセル／枚

②形式 jpg、jpeg、png、tif、tiff、bmp、gif（静止画）のいずれか

(2) 動画データ

①長さ 15秒～30秒程度

②形式 MP4

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする。

(1) 画像のみの掲載： 1枠 5,000円/月

(2) web サイト等や動画データ等へのリンク、二次元コードを含む画像の掲載： 1 枠 5,500 円/月

(広告画像を掲載する際に生じる余白部分にリンクを張りクリックする又は二次元コードを読み取ることで新たに画像や動画、ホームページ等に誘導する場合。)

(広告掲載の申し込み)

第6条 申込者は、申し込みフォームにおいて必要事項を入力の上、掲載しようとする画像等の必要書類を添付し、掲載希望月の各締切日までに市長に提出しなければならない。

ただし、募集枠が埋まらなかった場合は随時募集を受け付けるものとする。

2 申し込みは、月単位又は通年とし、申込枠の上限数は設けない。

ただし、同月内において複数枠を申し込む場合は、広告画像はすべて異なるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第7条 広告掲載の優先順位は要綱第7条による。

(広告掲載の決定等)

第8条 掲載内容の審査は、要綱の規定によらず企画総務部総合政策課政策調整係が行うこととし、要綱第3条に規定する広告掲載の範囲に抵触すると認められたときは、さらに日光市広告審査委員会が審査を行うものとする。

2 広告掲載の可否の決定については、日光市広告掲載・不掲載決定通知書をメールに添付し、通知することとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、申込者に広告案の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第9条 市長は、要綱第13条の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 申込者は、第8条の規定による広告掲載決定後、市が指定する期限までに市の発行する納付書又は振込により広告掲載料金を納入するものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りではない。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月24日から実施する。